

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	福島県喜多方市 (07208)	
地域名 (地域内農業集落名)	山都地区 (木曾・広野・松ヶ丘集落、館原集落、三ツ山集落、下川角集落、寺内集落、舟岡集落、小布瀬原集落、最明寺集落、一郷集落、川吉集落、上林集落、下村集落、川隅集落、洲谷集落、舟引集落、堂山集落、中反集落、宮古集落、藤沢集落、本木集落、沼ノ平・賢谷・上藤沢集落、早稲谷集落、撫木・下廻戸集落、一ノ木集落、川入集落、藤巻集落、河原田・宮月・堰沢集落、千咲原集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月13日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

- ・ 山都地区は、合併前の旧山都町に位置する28集落で構成
- ・ 主に中山間地に属しており、そばの作付けが盛んなほか、水稻や施設園芸によるアスパラガス、キュウリに加え畜産等による複合経営が展開
- ・ そばの作付けが盛んなため、集落営農組織による地域ぐるみの取組が多い地区でもある。
- ・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約46.8%
- ・ 当面はリタイア・規模縮小予定の農地等を、担う者で引受可能だが、規模拡大意向のある農業を担う者との利用調整が未了の農地の一部でミスマッチが生じ、今後の話し合いが重要となる。(三ツ山、下川角、舟岡、小布瀬原、下村、宮古、河原田・宮月・堰沢、千咲原)
- ・ 一方で、農業を担う者の規模拡大予定が少なく、20の集落でリタイア・規模縮小予定の農地等すべてを引き受けることが出来ない状態にあるため、入作者や新たな組織の設立など集落での話し合いが重要となる。(木曾・広野・松ヶ丘、館原、寺内、最明寺、一郷、川吉、上林、川隅、洲谷、舟引、堂山、中反、藤沢、本木、沼ノ平・賢谷・上藤沢、早稲谷、撫木・下廻戸、一ノ木、川入、藤巻)
- ・ 入作や土地持非農家を除いた集落内農家の平均年齢は72.7歳であるが、それぞれの集落において、個人経営を中心に多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を有効に活用し、地域農業の保全・発展に努めている。
- ・ 藤巻集落については、R4豪雨災の影響で現状集落内で耕作はない。

【地域農業の課題】

[農業を担う者の確保]

- ・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(下川角、舟岡、小布瀬原、川隅、洲谷、川入、河原田・宮月・堰沢、千咲原)
- ・ 農業を担う者が不足している。(木曾・広野・松ヶ丘、館原、三ツ山、寺内、小布瀬原、一郷、川吉、上林、下村、川隅、中反、宮古、藤沢、本木、沼ノ平・賢谷・上藤沢、川入、河原田・宮月・堰沢)
- ・ 新規就農者が参入している。(木曾・広野・松ヶ丘、下川角、舟岡、本木、千咲原)

[農業を担う者への農地の集積・集約]

- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積・集約化が進んでいる。(木曾・広野・松ヶ丘、舟岡、河原田・宮月・堰沢、千咲原)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積が進んでいるものの、分散錯圃の状態にある。(下川角)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積もなかなか進んでおらず、分散錯圃の状態にある。(館原、三ツ山、寺内、小布瀬原、上林、下村、川隅、洲谷、中反、藤沢、本木、沼ノ平・賢谷・上藤沢)

[農地バンクの活用]

- ・ 農地バンクの活用は進んでいるものの、集約の理解に向けた農地所有者の理解が得られない。(寺内、千咲原)
- ・ 農地バンクの活用は進んでおり、所有者の理解も得られることから農地の集約化を進めていくことが課題。(木曾・広野・松ヶ丘、舟岡、河原田・宮月・堰沢)
- ・ 農地バンクを活用していない。(館原、三ツ山、下川角、最明寺、一郷、川吉、上林、下村、川隅、洲谷、舟引、堂山、中反、宮古、藤沢、本木、沼ノ平・賢谷・上藤沢、早稲谷、撫木・下廻戸、一ノ木、川入、藤巻)

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>【作物の生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻を主要作物とし、畑作物として定着しているそばの作付を行う。(共通) ・ 所得向上に向け施設・露地園芸によるアスパラガスやキュウリ、畜産等による複合経営を継続(木曾・広野・松ヶ丘、三ツ山、下川角、舟岡、小布瀬原、一郷、川吉、上林、川隅、洲谷、中反、藤沢、本木、沼ノ平・賢谷・上藤沢、早稲谷、一ノ木、河原田・宮月・堰沢、千咲原) ・ 畜産農家と連携した飼料作物の生産を行う。(寺内、舟岡、小布瀬原、上林、下村、川隅、本木、河原田・宮月・堰沢、千咲原) ・ 水稻の特別栽培に取り組む。(木曾・広野・松ヶ丘、寺内、小布瀬原) <p>【農業を担う者の育成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(共通) ・ 農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等に向け、組織を設立または設立を検討する。(洲谷、河原田・宮月・堰沢) ・ 既存の組織体制の継続または経営体質の強化に取り組む。(木曾・広野・松ヶ丘、寺内、千咲原)
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	850.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	635.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域内の農用地区域・農業用施設用地・白地、都市計画地域内の用途地域において、原則10年後においても、農業上の利用を継続する農用地の区域を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とする。 ・ なお、林地化により農業上の利用が困難な農用地の区域等は除外している場合がある。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地の集積・集約化を図る。(木曾・広野・松ヶ丘、館原、三ツ山、下川角、寺内、舟岡、小布瀬原、最明寺、一郷、川吉、川隅、洲谷、舟引、堂山、中反、宮古、藤沢、沼ノ平・賢谷・上藤沢、早稲谷、撫木・下廻戸、一ノ木、川入、河原田・宮月・堰沢、千咲原) ・ 水田はできるだけ連坦化し、転作田は団地化を進める。(寺内、一郷、川隅、本木、沼ノ平・賢谷・上藤沢、川入、河原田・宮月・堰沢)
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(下川角、一郷、洲谷、沼ノ平・賢谷・上藤沢、河原田・宮月・堰沢、千咲原) ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(下川角、舟岡、一郷)
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業の実施を契機に、生産効率の向上と農業を担う者へのまとまりある農地集積・集約化を図る。(寺内、沼ノ平・賢谷・上藤沢、河原田・宮月・堰沢)

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

【農業を担う者の育成・確保】

- ・ 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(木曾・広野・松ヶ丘、下川角、寺内、小布瀬原、一郷、下村、沼ノ平・賢谷・上藤沢、河原田・宮月・堰沢、千咲原)
- ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(木曾・広野・松ヶ丘、寺内、一郷、下村)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用に向けた組織設立を検討する。(洲谷、河原田・宮月・堰沢)

【農作業の効率化】

- ・ そば栽培に関する一切の作業については、集落営農組織が中心に共同作業を行って効率化を図る。(舟岡、一郷)
- ・ 農業機械・施設の共同利用を実施し、過剰投資の抑制と低コスト化を図る。(中反、河原田・宮月・堰沢、千咲原)
- ・ 農業を担う者と農業を担う者以外の農業者等の役割を明確化した畦畔管理や草刈り、地域内農道用排水路などの管理作業を行う。(共通)

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策を行う。(木曾・広野・松ヶ丘、館原、三ツ山、下川角、寺内、小布瀬原、一郷、川吉、上林、下村、川隅、洲谷、舟引、堂山、中反、宮古、藤沢、本木、沼ノ平・賢谷・上藤沢、早稲谷、撫木・下廻戸、一ノ木、河原田・宮月・堰沢)
- ②水稻の減農薬・減科学肥料による特別栽培に取り組む。(木曾・広野・松ヶ丘、寺内、小布瀬原)
- ③自動操舵による田植えやドローンによる病害虫防除等を実施。(木曾・広野・松ヶ丘、寺内、河原田・宮月・堰沢)
- ④輸出用米の生産に取り組む。(木曾・広野・松ヶ丘、河原田・宮月・堰沢)
- ⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(木曾・広野・松ヶ丘、下川角、小布瀬原、最明寺、下村、洲谷、舟引、川入、河原田・宮月・堰沢)
- ⑦畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払や中山間地域直接支払、任意組織による保全管理を行う。(木曾・広野・松ヶ丘、館原、三ツ山、下川角、寺内、舟岡、小布瀬原、一郷、上林、川隅、洲谷、堂山、中反、宮古、本木、沼ノ平・賢谷・上藤沢、一ノ木、河原田・宮月・堰沢、千咲原)
- ⑨耕畜連携に取り組む。(河原田・宮月・堰沢)